

前漢侯国の分布 —『漢書』外戚恩澤侯表を中心に—

仲 山 茂

はじめに

漢代における王国・侯国の存在は、所謂秦の郡県と周の封

建との対比という面から、従来より関心を持たれ、研究が重ねられてきた。古くは錢大昕の「侯国考」や戦前の牧野翼氏^①の研究から現在に至るまで、主要な成果だけでもかなりの数に上る^②。こうしたなかで王国・侯国の地理的分布についても検討がなされてきたが、時期によつてこれらの設置される地域に偏りがあるといふ五井直弘氏の指摘は、現在でも有効だろう。しかし、領域の広い王国はともかくとして、侯国の場

たいものが存在する。とりわけ同名の侯国や県を、同じ土地に置かれたものとしてみなしてよいかという、同名異地の問題が存在するため、確たる位置比定に基づいたうえで全体的な侯国の分布を把握することは、現在でも困難である。

武帝期から急増する王子侯の場合は、原則的に諸侯王の領域を利用して侯国が置かれるため、同名異地の問題は比較的回避しやすい。しかし、功臣や外戚などの場合は、そうした基準がないため、侯国の位置比定はその侯国名、また『漢書』王子侯表や高惠高后文功臣表・景武昭宣元成功臣表・外戚恩澤侯表（以下、王子侯表・高惠表・景武表・外戚表と略）といった関連諸表にある地名注記を手がかりにせざるをえない。ところが、たとえば表において某侯国が某県にあると示されても、某県が複数ある場合には判断のしようがない。また、

同名の侯国が時期を違えて置かれているからといって、それが同一の地であるという保証もない。さらに、ある侯国が国除された場合、その侯国がそのまま同名の県となるのか、或いは近隣の県に併合されるのかはケースバイケースであるため、前漢末の状況を反映する『漢書』地理志に載る県名を、それ以前に国除されている侯国的位置比定にそのまま用いることもできない。この同名異地の問題は、侯国の地理的分布のみならず、侯国の戸数の時期的変化や県の来歴にも関わってくるため、基礎的ではあるが忽せにはできないものと考えられる。

この問題を全面的に解決する方法は結局のところ存在しないのではあるが、功臣や外戚などの封侯の事由、戸数の多少、時期などから大まかな設置地域の傾向を把握することは可能である。ある侯国と同名の県や、それと設置期間の重複しない侯国があつたとしても、この傾向から大きく外れる地域に存在するものは同名異地と判断できるのではなかろうか。

こうした観点から、本稿では、侯国の設置理由が明白で戸数などの記載も比較的豊富である外戚表を中心とした素材に、いくつかの封侯事由を取りあげて、どの程度の戸数を持つ侯国が、どのような地域に設置されているのかを検討する。地理

的分布同様、侯国の戸数についても従来より研究が進められ、各種の統計がなされているが、本稿ではより曖昧な「こうした事由で置かれた侯国なら戸数はこの程度で地域的にはこの周辺」という大まかな、いわば相場を重視したい。侯国の戸数は端数を切り捨てて表示することも間々あり、また、侯国の所属する郡も王国の設置などに伴って時に変化するため、ある程度幅を持たせた方が本道を見失わずにすむだろう。こうした作業の後に、いくつかの類型の侯国に關して、その地理的分布についての私見を提示したい。前漢における王国・侯国の分布について検討した五井直弘氏は、分布の偏りを漢の勢力の浸透度の問題として理解し、また後漢の王国・侯国について検討した小嶋茂穎氏も、分布の偏りを政権の基盤となる地域との関連のもとに考察しているが⁽⁴⁾、戸数などとの関連のもとに微視的にみていけば、これまでとは異なる方向から光を当てることができるものもあるかもしれない。まずは、封侯事由の明確な丞相・三公侯についてみていく。

一、丞相・三公侯国の戸数と地域

前漢では高祖以来、列侯から丞相が選ばれる慣例があつたが、武帝の時に庶民あがりの公孫弘を丞相とし、その際に彼を列侯に任命したことから、丞相就任に伴つて封侯されるようになつた。⁽⁵⁾ こうした丞相候に一定の戸数の相場があつたことは、哀帝期、朱博が丞相となつて二千戸で陽鄉（楊鄉）侯に封ぜられた際、

故事、丞相を封ずるに千戸に満たず。而るに独り臣、制を過ぐ。誠に斬懲せり。願わくは千戸を還さん。（『漢書』朱博伝。以下『漢書』からの引用は紀・志・伝名のみを表記する）

と上書し、哀帝がこれを許したことから知られる。⁽⁶⁾ とはいえる、この千戸という相場が一定不变のものではなかつたことは、朱博がはじめ二千戸に封ぜられたことそのものが示している。どのような経緯で朱博が二千戸で封侯されるに至つたのか、朱博以降はどうなつたのかを、まずは検討していく。

成帝末から哀帝初にかけて、また哀帝末以降は三公制が導入され、大司徒・大司空・大司馬が封侯の対象になつたため、

それらもあわせて外戚表・景武表・王子侯表から公孫弘以来の丞相侯・三公侯の封年・始封戸数等をあげれば、表一のようになる。⁽⁷⁾

表を通觀すれば、朱博のいうように彼以前の丞相候が概ね千戸以下だつたことがわかる。もつとも、劉屈釐の始封戸数は千戸を大幅に上回る二千二百戸だつたとされるが、これは彼が中山靖王の子であることによるものと考えられ、通常の丞相と同一視することはできない。

さて、やや細かくみてみよう。最初の公孫弘の戸数が極端に少ないのを例外とすれば、張禹までが大凡六百から八百戸、薛宣より何武・孔光までが約千戸、師丹・傅喜と朱博が二千戸となつた後、王嘉で千戸に戻り、彭宣・馬宮・王崇で再び二千戸に達している。この戸数の変動は偶然ではない。まず、張禹と薛宣の間で起こつた戸数の増加は、張禹の益封に伴うものと考えられる。外戚表は安昌侯張禹の侯状について「丞相を以て侯たり。六百一十七戸。益戸四百」とするだけであるが、張禹伝は次のように述べる。

相為ること六歳、鴻嘉元年（前二〇）、老病を以て骸骨を乞う。上、加優すること再三にして迺ち聽許す。安車

駒馬・黄金百斤を賜い、罷めて第に就かしむ。列侯を以

表一

侯国・始封者名	始封年	国除年／地理志見在名	封侯事由	始封戸数	地名注記
平津侯公孫弘	武帝元朔三年 (前一二六) 封	元封四年 (前一〇七) 国除	丞相	三七三戸	表注「高城」(勃海郡高成県)
牧丘侯石慶	武帝元鼎五年 (前一一二) 封	天漢元年 (前一〇〇) 国除	丞相		表注「平原」(平原郡県・郡名)
葛鄉侯公孫賛	武帝太初二年 (前一〇三) 封	征和二年 (前九一) 国除	丞相		
澎侯劉屈釐	武帝征和二年 (前九一) 封	征和三年 (前九〇) 国除	(丞相)	(二二〇〇戸)	
富民侯車千秋	武帝征和四年 (前八九) 封	本始三年 (前七一) 国除	丞相	八〇〇戸	表注「蔚」(沛郡県)
宜春侯王訢	昭帝元鳳四年 (前七七) 封	汝南郡宜春侯国	丞相	(八〇八戸)	表注「汝南」(郡名)
安平侯陽(楊) 斂	昭帝元鳳六年 (前七五) 封	五鳳四年 (前五四) 国除	丞相	七〇〇戸	表注「汝南」(郡名)
陽平侯蔡義	昭帝元平元年 (前七四) 封	本始四年 (前七〇) 国除	丞相		
扶陽侯韋賢	宣帝本始三年 (前七一) 封	沛郡扶陽侯国	丞相	七一一戸	表注「蕭」(沛郡県)
高平侯魏相	宣帝地節三年 (前六七) 封	甘露元年 (前五三) 国除	丞相	八一三戸	表注「柘」(淮陽郡県)
建成侯黃霸	宣帝五鳳三年 (前五五) 封	沛郡建成侯国	丞相	六〇〇戸	表注「沛」(沛郡県・郡名)
西平侯于定國	宣帝甘露三年 (前五一) 封	臨淮郡西平・ 汝南郡西平	丞相	六六〇戸	表注「臨淮」(郡名)
樂安侯匡衡	元帝建昭三年 (前三六) 封	建始四年 (前二九) 国除	丞相	六四七戸	表注「僮」(臨淮郡県)
安昌侯張禹	成帝河平四年 (前二五) 封	汝南郡安昌侯国	丞相	六一七戸	表注「汝南」(郡名)
高陽侯薛宣	成帝鴻嘉元年 (前二〇) 封	琅邪郡高陽侯国	丞相	一〇九〇戸	表注「東莞」(琅邪郡県)
高陵侯霍方進	成帝永始二年 (前一五) 封	琅邪郡高陵侯国	丞相	一〇〇〇戸	表注「琅邪」(郡名)
氾鄉侯何武	成帝綏和元年 (前八) 封		大司空	一〇〇〇戸	表注「南陽」(郡名)
博山侯孔光	成帝綏和二年 (前七) 封	南陽郡博山侯国	丞相	一〇〇〇戸	表注「順陽」 (地理志・南陽博山、故順陽)
高渠侯師丹	成帝綏和二年 (前七) 封		大司馬	二〇三六戸	表注「新野」(南陽郡県)
高武侯傅喜	哀帝建平元年 (前六) 封		大司馬	二〇三〇戸	表注「杜衍」(南陽郡県)
楊鄉侯朱博	哀帝建平二年 (前五) 封		丞相	二〇五〇戸	表注「湖陵」(山陽郡県・廬江郡邑)
新甫侯王嘉	哀帝建平三年 (前四) 封		丞相	一〇六八戸	表注「新野」(南陽郡県)
長平侯彭宣	哀帝元壽二年 (前一) 封		大司空	二〇七四戸	表注「濟南」(郡名)
扶德侯馬宮	平帝元始元年 (後一) 封		大司徒	二〇〇〇戸	表注「贛榆」(琅邪郡県)
扶平侯王崇	平帝元始元年 (後一) 封		大司空	二〇〇〇戸	表注「臨淮」(郡名)

て朔望に朝すに、位特進、見札は丞相の如くし、從事史

五人を置く。益封すること四百戸。天子數々賞賜を加うること、前後數千万。

これによれば、張禹の益封は鴻嘉元年の致仕の際になされたようである。百官表によれば張禹の致仕は三月庚戌、益封が同日になされたのか、或いはそれと相い前後するのかまでわからぬが、薛宣の丞相就任・封侯は張禹致仕の三十日後の四月庚辰である。張禹の益封と薛宣の封侯は一連のものであつたとみて問題ない。薛宣の始封戸数約千戸は張禹の総戸数にあわせて設定され、以後慣例化したものと考えられる。

続く二千戸への戸数の増加も事情は同様である。何武の侯状に「大司空を以て侯たり。千戸。哀帝即位し、千戸を益す」

といふ。哀帝即位時に丞相だった孔光の侯状は始封千戸で元始元年（後二）に万戸を益封したことについてのものだが、哀帝・孔光伝は哀帝即位時に千戸を益封したことを記す。^⑨師丹・傅喜がいずれも二千戸以上で封ぜられ、朱博がはじめ二千戸（二千五十戸）で封ぜられたのは、こうした前任者の益封を受けているのだろう。朱博に続く王嘉の始封戸数が約千戸に落ち込んでいるのも、本節冒頭に引いた朱博の上書を受けてのものとみてよい。最後の二千戸への引き上げは、三公制復

活に伴い、戸数を元に戻したものと考えられる。

以上よりすれば、丞相・三公侯の戸数にはかなり明確な相場があつたことになる。時期によって六百戸から八百戸程度。千戸・二千戸と変化はあるが、その時々の相場を大きく逸脱することはなかつたといえる。では、次に丞相・三公侯の国に置かれた地域についてみていく。

丞相・三公侯に限らず、戸数さえ相場通りならどこに封じても同じであるというわけでは無論なかつた。このことは、昌邑王賀の伝に、彼が廢位された後、長江以南の豫章郡に封ぜられたことが記載されていることからも明らかである。

迺ち詔を下して曰く、蓋し聞く、象に罪有るも、舞、之を封ず、と。骨肉の親は析つも殊たず。其れ故昌邑王賀を封じて海昏侯と為す、と。食邑四千戸。侍中衛尉金安上、上書して言う。賀は天の棄つる所なるも、陛下至仁、復た封じて列侯と為す。賀は露頑放廃の人なれば、宜しく宗廟朝聘の礼を奉ずを得べからず、と。奏、可とせらる。賀、豫章に就国す。

豫章・桂陽・零陵といった長江以南の諸郡に封ぜられたのは、長沙国や江都国の関係者を除けば、極めて少数だつたと考えられる。^⑩それ故に、放逐と大差ない封侯がなされたのだろう

う。これは極端な例にしても、侯国を設置するのにふさわしい地とそうでない地が存在したことは間違いない。後者の代表は王国の領域であるが、それ以外でも選好されていた可能性が高い。それがどのような地域であつたかを検討するためには、侯国的位置比定を行う必要があるが、「はじめに」で述べた同名異地の問題などより、従来の位置比定には問題が多く、そのまま従うことはできない。ただ、錢大昕が早くから指摘しているように、地理志に記載される侯国は成帝元延末年のものであり、そのころに存在していた侯国は原則的に地理志に記載され、「侯国」の本注が付される。もつともなかには「侯国」の本注が付されていないものも存在するが、これらについては従来よりかなりの部分が明らかにされている。これが最も確実な、位置比定の手がかりである。また、伝写の誤謬などのため、これより信頼性がやや劣るもの、外戚表などに付される地名注記も重要な手がかりとなる。それ故に、先にあげた表では、地域に関してはこの二点のみを載せた。

これを戸数の変化と重ね合わせてみよう。始封戸数が千戸に増加したのは薛宣からであつたが、ここで淮北諸郡から琅邪郡へと侯国の置かれる地域が変化している。細かくみれば、于定国・匡衡と東方の臨淮郡へと進出していく流れを、張禹で汝南に戻し、戸数増加を契機に、臨淮郡から琅邪へと沿海諸郡を北上させたといえるかもしれない。

始封戸数の次の増加は、師丹の二千戸からであるが、それ以前、綏和二年の哀帝即位時に、何武・孔光に千戸が益封されたことが契機になったことは先に述べた。何武がこの益封の際に国替えをしたことは、彼の伝に次のように述べられている。

……綏和元年（前八）、御史大夫孔光、廷尉に左遷し、武、御史大夫と為る。成帝、辟雍を修めんと欲し、三公の官次のようにまとめられる。初期の公孫弘・石慶では勃海・平原といった東方の旧齊地に国が置かれたが、車千秋以降、沛

めて大司空と為り、氾鄉侯に封ぜらる。食邑千戸。氾鄉

は琅邪不其の在り。哀帝、初めて即位し、大臣を褒賞す。
更めて南陽蠻の博望郷を以て氾鄉侯国と為し、邑を増す
こと千戸。

これからすれば、何武も当初は薛宣・翟方進同様に琅邪郡に國を持つていたことになる。孔光に至っては、丞相を挙げる
日に成帝が突如崩御し、「即ち其の夜、大行の前に於いて丞相・博山侯の印綬を挙受す」ということになつたため、本
來の侯国がどこに置かれたのか明らかではない。しかし、これまでの慣例と、地理志の南陽郡博山の本注「哀帝置」から
すれば、やはり琅邪郡かその近辺だった可能性が高いだろう。

一旦二千戸となつた丞相・三公侯の始封戸数は、朱博の上書で千戸に戻された。彼が南陽に國を持たなかつたことが、このことと関係するのか否かは明らかではない。ただ、何武の侯国の所在を、外戚表が「南陽」としているように、国替えをした場合はそれ以後の地名を注記するのが原則だった。このことからすれば、彼が当初二千戸で封侯された際は南陽郡であり、戸数削減に伴い国替えをした可能性はある。

三公制は朱博の上奏によつて廃止されたが（朱博伝）、哀帝末年に復活し、三公侯の相場も二千戸に戻つていた。この時に封侯された彭宣・馬宮・王崇の封地は濟南・琅邪・臨淮

と、いわば南陽から追い出されたかたちになる。始封戸数が千戸に跳ね上がつた際、侯国の設置地域を琅邪に押しやつたのと同じ構図である。

以上より、丞相・三公侯の戸数の相場と地域の相場とは何らかのかたちで連動していたと判断される。官僚トップといふ同じ理由で封侯されながらも、このような地域の変動があるということは、単なる首都からの距離の遠近という以上の差異が、これらの地域間に存在していたことを示唆する。では、こうした戸数・地域の相場は他の事由で封侯された場合にも通底しているのだろうか。

先に丞相張禹致仕時の益封が、以後の丞相侯の始封戸数増加をもたらしたことを述べたが、薛宣が封ぜられた鴻嘉元年四月庚辰には、左將軍史丹も武陽侯に封ぜられている。外戚表の侯状には「帝、太子為りし時、輔導して旧恩有るを以て侯たり。千三百戸」としており、旧来の恩義によつて封侯された、いわば旧恩侯である。史丹の「輔導」の具体的な様子は彼の伝に記されるが、なぜ薛宣と同日に封侯されているかといえば、これも張禹が関係する。史丹は駙馬都尉として太子であつた成帝を輔導していたが、張禹は鄭寬中とともに太子の師傅であつた。そのため、成帝は即位した当初、「禹・

寛中を徵し、皆な師を以て爵閥内侯、寛中には食邑八百戸、
禹には六百戸を賜い、挙して諸吏光禄大夫と為す。秩中一千

石、中に給事し、尚書の事を領せしむ」（張禹伝）といふ。

また「丹を擢きて長樂衛尉と為し、右將軍に遷し、爵閥内侯、

食邑三百戸を賜い、中に給事せしむ」（史丹伝）という厚遇

を彼らに与えている。丞相張禹致仕の際の益封四百戸はこう
した成帝太子時の旧恩によるものであり、それ故に、同様の
立場にあつた史丹も、張禹致仕の一月後に丞相薛宣と同時に
封侯されていると考えるべきだろう。外戚表の史丹の始封戸
数は千三百戸であり、張禹の益封後の戸数千十七、薛宣の始
封戸数千九十に比べてやや多いが、千戸程度とみれば同じ枠
内に収まる。また、外戚表における地名注記は東海郡の「郯」
県であり、薛宣の封ぜられた琅邪郡と隣接する沿海の郡であ
る。これからすれば、丞相侯の戸数と地域の相場は、それ以
外の旧恩侯にも通底していくことになる。

旧恩侯と呼べるのは、史丹を除けば、宣帝期に封ぜられ
た博陽侯丙吉・将陵侯史魯（會）・平臺侯史玄・博望侯許舜・
渠成侯許延寿・陽都侯張彭祖に限定されるが、史丹を含む史
氏は宣帝の祖母である史良娣の血縁、許氏は宣帝許皇后の血
縁であり、外戚侯の変形とみなすことができる。史丹以外の

旧恩侯については、節を改めて、外戚侯を含めて検討してい
こう。

二、外戚・旧恩侯国の戸数と地域

外戚表には様々な種類の外戚が記載されているものの、衛
青・霍去病などは軍功によつて封侯されており、また、先に
みた大司馬就任に伴つて列侯となつた傅喜なども外戚の範疇
に入るため、功臣侯や丞相侯の類との線引きが難しいものが
多く存在する。ただ、ある人間を純粹に外戚であることのみ
によつて封侯する場合、その機会としては皇帝即位時と立后
時の二種類が主なものとなる。このことを手がかりに、政權
の安定する文帝以降についてみていく。

まず、立后時の封侯は桑樂侯上官安・邛成侯王奉先（光）、
成陽侯趙臨の三名を数えることができるが、当然ながらいづ
れも皇后の父である。これらの事例は、即位後時間が経つて
からの立后であるが、元帝・哀帝は即位後直ちに立后してい
るため、即位時の封侯と区別がつきにくい。上記の三例に共
通する皇后父であることを手がかりにすれば、陽平侯王禁・
孔鄉侯傅晏、また平恩侯許廣漢を追加することができる。こ

れらを整理したものが次の表二である。

上官安は昭帝皇后の父、封侯は六月、立后は前年三月なのでいささか時間が経つてからの封侯である。許広漢は宣帝許皇后の父であるが、「刑人なれば宜しく國に君たるべからず」

(外戚伝) という霍光の反対により、元平元年(前七四)の

立后時には封侯されず、霍光死後の地節三年四月戊申の立太子の折に、霍光の兄・霍去病の孫の霍雲とともに封侯されている(外戚表)。当時、許皇后は既に死去しており、霍光の娘が皇后となつていたため、皇后父であることによつて封侯するわけにはいかないためか、「皇太子外祖父」が侯状となつている。許広漢の戸数が他の皇后父と比べて破格に大きいのは、こうした特殊事情のためだろ⁽¹⁰⁾う。次の王奉先(光)は宣帝皇后の父であり立后は二月乙丑、封侯は三月癸未なので十八日後ということになる。

元帝皇后の父・王禁以降は立后と封侯の前後が逆転する。王禁の封侯は三月癸卯、立后は三月丙午なので、封侯三日後の立后。趙臨は成帝皇后の父であるが、立后は六月丙寅、封侯は四月乙亥で立后の二ヶ月近く前の封侯ということになる。傅晏の封侯は四月壬寅、立后は五月丙戌なので立后に先立つこと一月半、のみならず四月丙午の哀帝即位の四日前と

いうことになる。元帝以降、皇后父の封侯の後に立后するという流れが定着したことになるが、外戚表は「春秋褒紀之義」によるとい⁽¹¹⁾う。

さて、戸数については、初期の上官安・許広漢を除けば、皇后父の始封戸数は概ね二千戸から三千戸とい

うことになる。許広漢の特殊事情は既に述べたが、上官安だけが千戸台に止まっているのは、彼の父である安陽侯上官桀存命中の立后であるということによるものかもしれない。⁽¹²⁾丞相・三公侯に比べてばらつきが大きいか、とりあえず、二千戸から三千戸が皇后父の封侯の相場ということになる。

侯国の置かれた地域についてみていくならば、上官安・許広漢は例外的なものと考えられるにせよ、丞相・三公侯でみられたような重複が一例

表二

侯国・始封者名	始封年	国除年／地理志見在名	封侯事由	始封戸数	地名注記
桑樂侯上官安	昭帝始元五年(前八二)封	元鳳元年(前八〇)国除	皇后父	一五〇〇戸	表注「千乘」(子乗郡県・郡名)
平恩侯許広漢	宣帝地節三年(前六七)封	魏郡平恩侯国	皇太子外祖父	五六〇〇戸	
邛成侯王奉先	宣帝元康二年(前六四)封	山陽郡鄧成侯国	皇后父	二七五〇戸	表注「濟陰」(郡名)
陽平侯王禁	元帝初元元年(前四八)封	東郡陽平	皇后父	二六〇〇戸	表注「東郡」(郡名)
成陽侯趙臨	成帝永始元年(前一六)封	汝南郡成陽侯国	皇后父	二〇〇〇戸	表注「新息」(汝南郡県)
孔鄉侯傅晏	哀帝綏和二年(前七)封		皇后父	三〇〇〇戸	表注「夏丘」(沛郡県)

もない点が注意される。戸数的には二三千戸が相場とはいえない、皇后父の場合、丞相・三公侯に比べれば戸数的なばらつきが大きかった。こうした傾向が、侯国の設置されている地域にも反映されている可能性がある。

次に即位時の封侯であるが、これは厳密には皇帝が即位し、先帝の皇后を尊んで皇太后としたことによる封侯が多いため、次の表三にみられるように、皇帝の「母」の血縁が対象となる。ただし、戸数のばらつきは皇后父以上に大きい。

表からすれば、皇太后の血縁のうちでも、兄弟もしくはその子が封侯の対象になることがわかる。⁽²⁾ 丁明・丁満の「帝舅」は、即位した皇帝の母の兄弟をいう。哀帝は定陶恭王の子であり、丁明・丁満封侯時には哀帝母丁氏の称号は「太后」ではなかつたため、こうした表現になつたのだろう。⁽²⁾ 田蚡・田勝の「皇太后同母弟」と王崇の「皇太后母弟」は意味が異なり、前者は皇太后の異父同母弟、後者は皇太后の同父同母弟をいふ。こうした血縁の遠近に加え、先帝皇后で現帝の母である文帝竇皇后や元帝王皇后の血縁と、先帝の皇后ではあるが現帝と血のつながらない宣帝王皇后や成帝趙皇后の血縁、先帝とは関係なく現帝の母である丁姫の血縁とでは、扱いが異なるようである。そこで戸数不明の趙欽を除き、戸数順に並べ

替えてみると、万戸以上の竇広

国（皇太后弟）・王崇（皇太后母弟）、約八千戸の田蚡（皇太后同母弟）、約六千戸の竇彭祖

（皇太后兄子）・田勝（皇太后同母弟）、五千戸の丁明（帝舅）、千戸台の丁満（帝舅子）・王舜（皇太后兄）の順になる。

竇広国・王崇はいずれも先帝

皇后・現帝母太后の弟。皇太后弟の封侯の最初の事例は文帝元年（前一七九）正月に輶侯に封

ぜられた薄昭のものであるが、その侯状は、外戚表では「高祖七年、郎と為り、從軍す。十七

年、中大夫を以て帝を代に迎え、車騎將軍を以て皇太后を迎えて

候たり。万戸」というのみであり、他の外戚侯と異なる。とは

いえ、即位時に皇太后の兄弟を

表三

章侯竇廣國	文帝後七年（前一五七）封	元狩元年（前一二二）国除	皇太后弟	一一〇〇〇戸 （一一八六九戸）	
南皮侯竇彭祖	文帝後七年（前一五七）封	元鼎五年（前一一二）国除	皇太后兄子	（六四六〇戸）	
武安侯田蚡	景帝後三年（前一四一）封	元朔三年（前一二六）国除	皇太后同母弟	（八二一四戸）	
周陽侯田勝	景帝後三年（前一四一）封	元狩三年（前一二〇）国除	皇太后同母弟	（六〇二六戸）	
安平侯王舜	元帝初元年（前四八）封	千乘郡平安侯国	皇太后兄	一四〇〇戸	
成侯王崇	成帝建始元年（前三二）封	汝南郡安成侯国	皇太后母弟	一〇〇〇戸	表注「汝南」（郡名）
陽安侯丁明	哀帝綏和二年（前七）封		帝舅	五〇〇〇戸	
平周侯丁滿	哀帝綏和二年（前七）封		帝舅子	一七三九戸	表注「湖陽」（南陽郡県）
新成侯趙欽	哀帝綏和二年（前七）封		皇太后弟		表注「穰」（南陽郡県）

封じた最初の事例であり、以後もこの事例が参照され、それが故に万户という相場ができるがつた可能性はある。^(註)

続く田蚧は田勝の兄であり、兄弟で二千戸以上の開きがある。その背景は不詳とせざるをえないが、兄弟間でも格差をつける慣例があつたのかもしれない。^(註) とりあえず八千戸から五千戸という大まかなくくり方をすれば田蚧から丁明までがこの範疇に収まる。田蚧・田勝は先帝皇后・現帝母太后的兄弟ではあるが、異父という点で、また、竇彭祖は世代的に一
下がるという点で、さらに丁明は妹が現帝の母ではあるが先帝皇后ではないという点で、竇広国・王崇よりも帝室との関係が薄くなっているため、戸数が引き下げられているとみられる。

王舜と丁満の場合はさらに戸数が引き下げられて千戸台に止まっている。王舜は宣帝王皇后の兄ではあるが、元帝と直接の血縁関係がないこと、また封侯された初元元年の時点では、父の邛成侯王奉先（光）が存命であつたことも作用している可能性がある。^(註) また、丁満は哀帝の舅・丁忠の子であり、舅の丁明より一世代下であるため、戸数が引き下げられているのだろう。

たはずであるが、変則的事情により時期がずれてしまつた事例として、表四の平昌侯王無故と楽昌侯王武の兄弟をあげることができる。彼らは宣帝の母の兄弟であり、本来であれば即位時の封侯の対象となるが、探し出すのに時間がかかつたため、ここまでこれこんでいる。外戚伝によれば、彼らは「食邑各六千戸」なので、王無故の六百戸は「千戸」を「百」と読み違えるなどの誤りとみられる。先帝皇后ではない現帝母の兄弟という点で丁明に類似するため、六千戸という数字は妥当なものだ

王舜と丁満の場合はさらに戸数が引き下げられて千戸台に止まっている。王舜は宣帝王皇后の兄ではあるが、元帝と直接の血縁関係がないこと、また封侯された初元元年の時点では、父の邛成侯王奉先（光）が存命であつたことも作用している可能性がある。^(註) また、丁満は哀帝の舅・丁忠の子であり、舅の丁明より一世代下であるため、戸数が引き下げられているのだろう。

なお、本来であれば立后時もしくは即位時に封侯されてい

皇太后兄弟や帝舅、またその子の侯国が置かれた地域についてみていく。安易に侯国名と地理

表四

平昌侯王無故	宣帝地節四年（前六六）封	平原郡平昌侯国	帝舅	六〇〇戸	
楽昌侯王武	宣帝地節四年（前六六）封	東郡楽昌	帝舅	六〇〇戸	表注「汝南」（郡名）

志所載の県名を結合させることは控えねばならないが、戸以上の大規模な侯国であれば、国除後も県として存続する、或いは既存の県名をそのまま使用する可能性が高いと考えられるため、それらをあげるならば、竇広国・彭祖の章武・南皮はともに勃海郡県、田躬の武安は魏郡県、丁明の陽安は汝南郡県ということになる。以上のように、丞相・三公侯でもみられる汝南・沛郡・南陽から、そうではない千乘・濟陰・東郡・平原まで、やはり地域的ばらつきはかなり大きい。^(四) 皇父を含めて、外戚侯の傾向を強いてあげるならば、時代が下るにつれて汝南・沛郡・南陽といつた丞相・三公侯でもなじみのある地域に集約されてくるといったところだろうか。

次に上記の立后時や即位時以外に封ぜられた外戚侯や旧恩侯をまとめた表五をみていく。

蓋侯王信について、『史記』惠景間侯者年表の索隱は「漢表在勃海」とするが現行本に地名注記はない。景帝王皇后の立后は景帝七年（前一五〇）であるが、中五年になつて封侯されているのは、常山王舜を立てたことに伴う措置らしい。^(五)

武帝即位時に封侯された異父兄弟の田躬・田勝に比べて著しく戸数が少ないので、通常の封侯時期を外しているためだろ^(六)う。戸数的には、後の皇后父に近いといえる。

表五

蓋侯王信	景帝中五年（前一四五）封	元鼎五年（前一二一）国除	皇后兄	（二八九〇戸）	
將陵侯史魯	宣帝元康二年（前六四）封	神爵四年（前五八）国除	慎皇考舅子・有旧恩	二二〇〇戸	
平臺侯史玄	宣帝元康二年（前六四）封	常山郡平臺侯国	慎皇考舅子・有旧恩	一九〇〇戸	表注「常山」（郡名）
博望侯許絳	宣帝元康二年（前六四）封	南陽郡博望侯国	皇太子外祖父同庶弟・有旧恩	一五〇〇戸	
欒成侯許延壽	宣帝元康二年（前六四）封	南陽郡欒成侯国	皇太子外祖父同庶弟・有旧恩	一五〇〇戸	表注「平氏」（南陽郡県）
陽都侯張彭祖	宣帝元康三年（前六三）封	神爵三年（前五九）国除	世父故披庭令賀有旧恩	一六〇〇戸	
博陽侯丙吉	宣帝元康三年（前六三）封	汝南郡博陽侯国	有旧恩・功德茂	一三三〇戸	表注「南頓」（汝南郡県）
平阿侯王譚	成帝河平二年（前二七）封	沛郡平阿侯国	皇太后弟	二一〇〇戸	表注「沛」（沛郡県・郡名）
成都侯王商	成帝河平二年（前二七）封	山陽郡城都侯国	皇太后弟	二〇〇〇戸	表注「山陽」（郡名）
紅陽侯王立	成帝河平二年（前二七）封	南陽郡紅陽侯国	皇太后弟	二一〇〇戸	表注「南陽」（郡名）
曲陽侯王根	成帝河平二年（前二七）封	九江郡曲陽侯国	皇太后弟	三七〇〇戸	表注「九江」（郡名）
高平侯王逢時	成帝河平二年（前二七）封	臨淮郡高平侯国	皇太后弟	三〇〇〇戸	表注「臨淮」（郡名）
安陽侯王音	成帝鴻嘉元年（前二〇）封	汝南郡安陽侯国	皇太后從弟	一六〇〇戸	
新都侯王莽	成帝永始元年（前一六）封	南陽郡新都侯国	帝舅曼子	一五〇〇戸	表注「南陽」（郡名）
汝昌侯傅商	哀帝建平四年（前三）封		皇太太后從父弟	一〇〇〇戸	表注「陽穀」（沛郡較陽縣か）
陽新侯鄒秉	哀帝建平四年（前三）封		皇太太后同母弟子	一〇〇〇戸	表注「新野」（南陽郡県）

宣帝元康年間の旧恩侯のうち、史魯（曾）・史玄・許舜・
許延寿の封侯を外戚表は元康二年三月乙未にかけるが、宣帝紀は
年三月乙未、丙吉を元康三年一月乙未にかけるが、宣帝紀は
全員を元康三年三月とする。干支からみて全員が元康三年三
月乙未に封ぜられたものと考へてよいだろう。悼考皇は宣帝
の父の史皇孫、皇太子外祖父は宣帝許皇后の父・許広漢であ
る。六人の戸数・地域はかなり分散しているものの、戸数的
には千三百戸程度から二千二百戸までで、多くは千戸台であ
る。ただ許舜・許延寿がいざれも南陽郡の千五百戸であるこ
とは、何らかの平等原則があつたことを示唆する。

平阿侯王譚から高平侯王逢時までの五人は、元帝王皇后（元
后）の同父異母弟が同日に封ぜられた、所謂「五侯」である。
この時期に封侯されているのは、これより先、元后的同父同
母弟の王崇が死去し、遺腹子の王奉世が嗣封したことを元后
が悼んだための措置らしい（元后伝）。この時、元后的同父
異母弟の王曼は既に死去していたため封侯されなかつたが、
永始元年に至つてその子の王莽が新都侯に封ぜられる。元后
伝や王莽伝は成都侯王商や「当世名士」の口添えによるもの
とするが、時期的にみて元后が成帝趙皇后の立后を許可した
ことに伴う措置という要素があつたのかもしけない。⁽²⁾ また、

安陽侯王音は、本来であれば封侯される外戚の範囲に入らな
いが、後に扱う封侯の詔からすれば丞相侯をえることができる
なくなつたことへの代替措置といふ側面があるようである。
これらの王氏の侯国も地域的・戸数的に分散しているが、五
侯の場合、一千戸から三千七百戸までという点では、宣帝期
の旧恩侯のワンランク上のクラスとみることができる。また、
同じく南陽郡に国を持つ紅陽侯王立と新都侯王莽が一千百戸
と千五百戸というように等差がつけられている点が注意され
る。皇帝即位時に封ぜられる外戚侯の、世代の上下によつて
戸数に等差をつける原則がここでも生きているようである。

最後の汝昌侯傅商・陽新侯鄭業も王音同様に通常の外戚侯
の範疇から大きく外れるが、哀帝は無理を通したらしい。両
者ともに始封戸数が千戸と低く抑えられているのは、このた
めもあるのだろう。また、両者の侯国に置かれた地域は沛郡
と南陽郡である可能性が高いが、王氏五侯のうち王譚・王立
の沛郡平阿侯国・南陽郡紅陽侯国も、ともに始封一千戸で
あつた。沛郡と南陽郡とは隣接しているわけではないが、何
らかの共通点があつたことを示唆する。

これらをまとめるならば、戸数的にはある程度の枠が設定
されてきたようだが、地域的ばらつきはかなり大きいといえ

よう。ただ、鴻嘉元年（前二〇）の王音封侯以降は、汝南・南陽・沛といった丞相・三公侯でもなじみの地域へと収束している。立后時の封侯では、成帝永始元年（前一六）に汝南郡成陽侯国に封ぜられた趙臨、即位時の封侯では、成帝建始元年（前三二）に汝南郡安成侯国に封ぜられた王崇あたりから地域的に収束していくようであり、傾向としては同様である。

さて、外戚・旧恩侯の国の分布はかなりの分散性をみており、地域的相場はないといつてもよい。しかし、既に述べたように宣帝期の旧恩侯のうち、南陽に国を持つ博望侯許舜と樂成侯許延寿がいずれも千五百戸であること、成帝期の王氏五侯のうち、沛郡平阿・南陽郡紅陽に国を持つ王譚・王立がともに二千百戸であること、沛郡と南陽郡に国が置かれたらしい哀帝期の汝昌侯傅商と陽新侯鄭業がともに千戸であることからすれば、何らかの基準により平等原則が意識されていたことを窺わせる。実際、元后伝は王音の封侯について次のようにいう。

…御史大夫音、竟に（王）鳳に代わりて大司馬車騎將軍と為る。…音、既に從舅を以て親を越えて用事すれば、小心にして職に親しむ。歳余、上、詔を下して曰く、車騎將軍音、宿衛忠正、國家に勤労せり。前に御史大夫と

為るも、外親は宜しく兵馬を典るべきを以て、入りて將軍と為り、宰相の封を獲ず。朕、甚だ慊めり。其れ音を封じて安陽侯と為す、と。食邑は五侯と等しく、俱に三千戸たり。

ここからすれば、王氏五侯と王音とはいれども始封三千戸のはずである。にもかかわらず、外戚表では彼らのうち、三千戸で始封されているのは高平侯王逢時のみであり、大は曲陽侯王根の三千七百戸、小はこの王音の千六百戸である。しかし、王氏五侯の平等原則については、次のような記事も存在する。

成帝建始元年（前三二）四月辛丑夜、西北に火光の如き有り。壬寅晨、大風、西北より起り、雲氣赤黃、天下を四塞して日夜を終う。下りて地に著く者は黃土塵なり。是の歳、帝元舅大司馬大將軍王鳳、始めて用事す。又た鳳の母弟の崇を封じて安成侯と為し、邑万户を食ましめ、庶弟の譚等五人に爵閼内侯を賜い、邑三千戸を食ましむ。復た鳳を益封すること五千戸、悉く譚等を封じて列侯と為す。是れ五侯為り（五行志下）。

すなわち三千戸という五侯の平等原則は、成帝即位時に、彼らに爵閼内侯と食邑を与えた時点で存在したことになる。彼

らを列侯とする際にも、同様の意識が働いて当然である。ならば、戸数の違いにも関わらず、別の基準からすれば、五侯及び王音は平等であると考えねばならない。結論からいえば、その基準とは、各自の侯国からの収入と考えられるのだが、詳しくは節を改めて論じよう。

三、地域的差異

さて、ここまで無前提に、外戚表などに記載される侯国の戸数を用いてきたが、実際には問題のあるものも多い。その代表が先にあげた、王氏五侯及び王音の始封戸数が伝と表とでかけ離れている事例であるが、このような相違は他にも多々存在する。たとえば、丞相侯の富民侯車千秋・宜春侯王訢・安平侯楊敞・扶陽侯韋賢・高平侯魏相・建成侯黃霸の始封戸数は外戚表などからすればそれぞれ八百戸・八百八戸・七百戸・七百十一戸・八百十三戸・六百戸であるが、『史記』建元以来侯者年表に付された褚少孫の補表（以下、補表）では三千戸・二千戸・二千戸・千八百戸・千五百戸・千八百戸と大幅な食い違いをみせる。もつとも、車千秋の場合には遺詔によつて益封されて千六百戸、王訢は子の譚が益封された後

削戸、楊敞も子の楊忠が益封されて五千五百四十七戸に達したことなどが外戚表に明記されるため、こうした事情が反映されている可能性もあるが、それにしても補表の戸数は外戚表の二三倍に達する。外戚表と補表の戸数の食い違いのなかには、端数の処理や伝写の誤といつた単純な理由によるものも含まれると考えられるが、この丞相侯の戸数などはそれだけでは説明がつかない。こうした相違の全てを説明することは現時点では不可能ではあるが、『漢書』内部におけるいくつかの相違は、戸数の読みかえによるものとして説明することができそうである。いくつか事例をあげてみよう。

まずは昭帝始元二年（前八五）に封ぜられた博陸侯霍光の戸数について、外戚表の侯状は「奉車都尉を以て反者莽何羅を捕えて侯たり。二千三百五十戸。後、大將軍を以て益封すること万七千二百戸」とし、総戸数万九千五百五十、ほぼ二万戸ということになる。この益封は宣帝本始元年（前七三）になされたもので、宣帝紀は「万七千戸」、霍光伝は地名も具体的に記して「其れ河北・東武陽を以て光を益封す。万七千戸」とい、「故と食む所と凡て二万戸」と伝える。これに対しても王莽傳上には次のようにある。

始め、益州に風して塞外の蛮夷をして白雉を献ぜしむ。

元始元年（後二）正月、葬、太后に白して詔を下し、白雉を以て宗廟に薦ましむ。群臣、因りて太后に奏言すら大司馬莽に委任して策を定め宗廟を安ぜしめたり。故大司馬霍光に宗廟を安んずるの功有りて三万戸を益封し、其の爵邑を疊⁽³⁸⁾しくすること蕭相国に比す。葬も宜しく光の故事の如くすべし、と。

ここでは万七千戸程度だったはずの霍光の益封が、倍近い三万戸ということになつてゐる。これを受けて「其れ召陵・新息二県の戸二万八千を以て葬を益封」することになつてからも、群臣のいう霍光の「益封三万戸」は二万戸の誤りではないことが証される。たとえ王莽のために多少の誇張があつたとしても、この数字の違いはかなり大きい。また、補表では霍光の戸数について、始封三千戸、昭帝期に「益封邑万戸」、そして「後、宣帝に事え、三主に歴事し、天下、之を信郷すれば、二万戸を益封」したことになつており、益封戸数が三万戸であることは、王莽伝の記載と共通する。霍光の「益封三万戸」は、全く根拠のない数字と言い切ることはできない。

さて、この「召陵・新息二県戸二万八千」の益封を王莽は辞退するのであるが、その後、王莽の娘が平帝に嫁ぐにあた

り、「古えは、天子、后父を百里に封じ、尊びて臣とせず」ということで「請うらくは新野の田二万五千六百頃を以て葬を益封し、百里に満たさん」（王莽伝上）といふ議論になつてくる。王莽はこれも辞退するのであるが、さらに周公なみの待遇をするように、との議論が起こり、そのなかで次のようにいう。

陳崇、時に大司徒司直為りて張敞の孫の竦と相い善し。竦は博通の士。崇の為に奏を草し、葬の功德を称え、崇、之を奏す。曰く、…孝武皇帝は軍功を卽録し、三万戸を裂きて以て衛青を封す。青の子三人、或いは纏襍に在るも、皆な通侯と為る。…

長平侯衛青の戸数について、外戚表は記すところがないものの、『史記』衛青伝によれば元朔二年（前一二七）、三千八百戸で始封、同年益封三千戸、元朔五年（前一二四）益封六千戸で「凡万一千八百戸」。一方、『漢書』同伝でも始封三千八百戸は同じだが、同年の益封は三千八百戸、元朔五年の益封は八千七百戸で「凡万六千三百戸」。いずれにせよ、陳崇の上書にいう三万戸とはかなりの隔たりがある。前節でみたように、新都侯王莽の始封戸数は千五百戸であるが、王莽伝や元后伝によれば、哀帝が即位して王莽が骸骨を乞う

た際に黃郵聚の三百五十戸を益封されており、元始元年の二万八千戸の益封とあわせてほぼ三万戸ということになる。衛青の「三万戸」はこれにあわせた誇張とも考えられるが、「博通士」といわれ、また「博学文雅は敵を過ぐ」（張敵伝）、「博学通達」（游侠・陳遵伝）とされる張竦が全く根拠のない数字をあげるとは思えない。たとえば、上書のこの部分の前後には次のようにある。

高皇帝は元功を褒賞し、相国蕭何は邑戸既に倍たり、又た殊礼を蒙り、事を奏すに名いわづ、殿に入りては趨らず。其の親屬十有余人を封じたり。善を楽しみて厭く無く、賞を班ちて遜む亡く、苟に一策有らば、即ちに必ず之を爵す。是の故に公孫戎は位、郎に充つに在り、選は旌頭よりし、老たび樊噲を明かして「一千戸に封ぜらる。孝文皇帝は絳侯を褒賞し、益封すること万戸、黄金五千斤を賜いたり。孝武皇帝は…。孝宣皇帝は霍光を顯著し、戸を増し疇を命じ、封者三人、兄孫に延及す。…

「奏事不名」はみられないものの、蕭何の始封戸数が八千戸で後に計七千戸が益封されたこと、「入朝不趨」の殊礼を蒙り、親族十余人が封ぜられたとの記載は『史記』・『漢書』の世家・伝・表に明記される。公孫戎についての記載は他にみら

れないが、『史記』高祖功臣侯者年表に「公孫戎」らしい人物を求めるならば、「卒を以て漢二年、初従し、郎中を以て代を撃ち、陳豨を斬りて侯たり。千九百戸」として高祖十一年（前一九六）に禾成侯に封ぜられた公孫耳をあげることができる。⁽²⁾ 侯状と「堯明樊噲」の違いは異伝として理解できるし、「戎」・「耳」は音通の関係にあるのだろう。絳侯周勃が文帝即位の際に金五千斤・食邑万戸を賜われたこと、宣帝期の霍光の益封や、兄孫霍山・霍雲が封侯され、霍光の子孫の爵邑を減ずることのないよう詔を下されたことは『史記』絳侯世家や『漢書』・霍光伝などで確認される。こうした前後に提示される事例に一定の根拠があることからすれば、衛青の「三万戸」も同様であると考えるべきだろう。

注意すべきは、霍光の「益封三万戸」にせよ、衛青の「三万戸」にせよ、『漢書』の他の部分があげる「万七千戸」・「万六千三百戸」の倍足らず、という点である。前節であげた、王氏五侯と王音がいずれも「三千戸」であったという場合も、外戚表の最小戸数は王音の千六百戸であった。ほぼ倍とすれば、次の富平侯張延寿の伝にみられる事例が注目される。

別邑は魏郡に在り。租入は歳ごとに千余万。延寿自ら以

えらく、身に功德無し。何を以て能く久しう先人の大国に堪えん、と。数々上書して戸邑を讓減せんとし、又た弟の陽都侯彭祖に因りて至誠を口陳す。天子、以て讓有りと為し、迺ち平原に徙封し、一国に并す。戸口は故の如くして租税は減半す。

外戚表によれば張延寿の父・張安世は始封が元鳳六年（前七五）、宣帝即位の際に益封されて総戸数は万三千六百四十戸ということになる。およそ万戸の同じ規模でも、国が陳留郡・魏郡にある場合と、平原郡にある場合とでは張延寿の実入りに倍の違いがあつたということは、これらの地域では一戸単位の収入に倍の開きがあつたこと、ひいてはそれだけの生産力の格差があつたことを示す。⁽³⁾すわなわち、列侯の実入りからすれば、平原の万戸は陳留・魏郡の五千戸の価値しかないということになる。宣帝としては戸数そのものを減じることはできないが、実質的に張延寿の願いを受け入れたことになる。

王国・侯国を置く際に、地域的差異を考慮し、そこからの収入を計算するのはむしろ当然のことだろう。⁽⁴⁾地域によって収入に倍程度の開きがあつたとすれば、霍光の万七千戸程度の益封戸数や衛青の万六千戸程度の総戸数が「三万戸」に、

王音の安陽侯国千六百戸が「三千戸」に読みかえられても不思議ではない。この場合の「三万戸」や「三千戸」とは、やはり全国平均に換算してのものだろう。王音に対しても谷永は、「將軍は上将の位を履み、膏腴の都を食み、周・召の職に任じ、天下の枢を擁す」と述べている（谷永伝）。「膏腴」とは比喩としてよく使用されるものではあるが、千六百戸で標準の三千戸の価値を持つのであれば、もつともな表現である。

だとすれば、王氏五侯の各国の戸数と地域の違いは、そのまま生産力の地域的差異を示していることになる。汝南郡安陽の千六百戸・山陽郡城都の二千戸・南陽郡紅陽と沛郡平阿の二千戸・臨淮郡高平の三千戸・九江郡曲陽の三千七百戸が「三千戸」とされることからすれば、臨淮郡が標準、九江郡はその二割減、山陽郡が標準の五割り増し、南陽郡・沛郡はこれより少々落ちる程度、汝南郡は標準の倍弱といったところだろうか。また、同様に霍光の益封分万七千戸と衛青の万六千三百戸、或いは万一千八百戸も三万戸の価値があつた可能性が高い。霍光の侯国について、外戚表は「北海・河間・東郡」と注記しているが、益封分については先に引いたように霍光伝が「河北・東武陽」の「万七千戸」と明記しているため、河東郡河北県・東郡東武陽県だったと考えてよい。衛

青の侯国について、外戚表は注記せず、明証といえるほどのものはないのではあるが、やはり戸数から考えて汝南郡長平県に比定すべきだろう。ならば、汝南郡が標準の倍近い生産力⁽²⁾、これにやや劣つて河東郡・東郡、次が五割り増しの山陽

郡、やや劣つて南陽郡・沛郡、標準が臨淮、二割減で九江郡とということになる。張延寿の陳留郡・魏郡と平原郡をこれらのどこに置くべきかは難しいところではあるが、平原郡は臨淮郡かそれにやや劣る程度、陳留・魏郡は汝南・河東・東郡といったところだらうか。概ね東方沿海部の臨淮郡・平原郡、淮水以南の九江郡で生産力が低く、内陸部に向かうに従つて高くなるといえよう。当然、同じ郡内でも地域格差はあつただろうし、黄河の氾濫などの時期的変化も考慮する必要もある。しかし、とりあえずの目安としては郡単位で満足しておるべきだらう。

さて、こうした観点からこれまでの事例を見直してみよう。まずは丞相・三公侯の戸数と設置地域の相場から。始封戸数が千戸になり、地域が琅邪郡となるのは張禹の益封が契機となつたとみられるが、彼以前の丞相侯をふりかえるならば、宣帝期から元帝期にかけて、高平侯魏相は淮陽の約八百戸、建成侯黄霸は沛郡六百戸、西平侯于定国は臨淮六百六十戸、朱

樂安侯匡衡は臨淮の約六百五十戸であつた。黄霸・于定國・匡衡で六百戸台を維持しながらも、沛郡から臨淮郡に進んでいることからすれば、次第に実入りが少なくなつていった可能性がある。

成帝期の張禹になると、六百戸台ながらも地域を汝南に引き戻している。前述のように張禹は成帝太子時の師であり、意図的に実入りの多い汝南郡を選んだとしても不思議はない。張禹致仕の際には四百戸を益封し、後任の薛宣にも高陽侯千九十戸を与えていたが、地域的には沿海部の琅邪郡に飛ばしている。薛宣と同時に封ぜられた史丹も沿海部の東海郡の千三百戸、或いは千百戸であつた。薛宣に続く丞相侯である高陵侯翟方進も琅邪郡の千戸、大司空何武も汜鄉侯に封ぜられた当初は琅邪郡の千戸である。これらからすれば、成帝にとって汝南郡の千戸は通常の丞相侯の相場としては高すぎたのだろう。見かけ上は張禹と同じ約千戸としながらも、実質的には薛宣らの実入りを低く抑さえようとする意図があつて琅邪郡を選択したと考えられる。

その後、哀帝即位に伴つて丞相・三公侯の相場は南陽郡の二千戸に引き上げられるが、王氏五侯の例からすれば、南陽の二千戸は標準の三千戸近い実入りがあつたことになる。朱

博の上書によつて再び千戸に戻るが、それは琅邪郡の千戸ではなかつた。朱博の次の丞相侯である新甫侯王嘉も南陽郡の千六十八戸であることからすれば、琅邪郡の千戸に戻しては

今度は引き下げるということになつたのだろう。このことからすれば、外戚表における楊鄉侯朱博の地名注記「湖陵」はやはり廬江郡ではなく山陽郡の湖陵とみるべきである。⁽⁴⁾廬江郡の千戸では、おそらく相場に対しても低すぎる。王氏五侯の例からすれば山陽郡の千戸は南陽郡の千五十戸に相当するが、これと朱博の侯状にいふ始封二千五十戸、そのうち千五十戸を還したため千戸という記載が符合することは、できすぎではあるが。

さらに哀帝末の三公制再導入に伴い、相場は一千戸程度に戻るが、外戚表の注記によれば、長平侯彭宣・扶德侯馬宮・扶平侯王崇はそれぞれ濟南郡・琅邪郡・臨淮郡に国を持つたようである。これからすれば、琅邪郡・濟南郡は臨淮郡と同程度、実入りとしては全国平均、南陽郡の七割程度だった可能性が高い。通觀すれば、于定國と薛宣との間で実入りは約五割増しに、哀帝即位に伴つて一気に約三倍、朱博の上書によつて半減、三公制再導入に伴い、そこから四割り増しになつた、といふ計算になる。哀帝即位の際の増加は尋常ではない

が、戸数を半減する朱博の上書は、それ故に受け入れられたのだろう。

このように、丞相・三公侯では地域の相場の変化は、戸数の相場の変化を見た目以上に増幅し、また抑制する機能を持つていたものといえる。相場の基本は戸数であり、富平侯張延寿の例にみられるように、それは一旦決まつてしまえば、明確な理由がない限り変更できないようである。しかし、地域を変えることによって、同じ戸数であつても内実に差異を持たせることができとなつたことになる。

丞相侯における戸数の相場と地域の相場の連動が明確になるのは成帝期からであり、この頃には地域的差異がかなり明確に意識されていた可能性が高い。丞相・三公侯以外でも、反乱の首魁の樊並を捕えて永始四年（前一三）頃とともに千戸で封侯された、延鄉侯李譚・新山侯称忠・童鄉侯鍾祖・樓虛侯訾順は（景武表）、それぞれ地理志の千乘郡延鄉・琅邪郡新山侯国・勃海郡章鄉侯国・平原郡樓虛侯国といった比較的近接した諸郡に国を持つたようである。また、東平王の謀反を告げて建平四年（前二）に千戸で封侯された高安侯董賢・方陽侯孫寵・宜陵侯息夫躬にはそれぞれ「朱扶」（不詳）・「龍亢」（沛郡県）・「杜衍」（南陽郡県）の地名注記がなされ、彼

らと同日に「皇太太后同母弟子」という理由で千戸で陽信侯となつた鄭業にも「新野」（南陽郡県）の注記が付される（外戚表）。「朱扶」は地域不詳であるが、それ以外はみな南陽郡・沛郡になつてゐるのは偶然ではなく、実入りの同じ諸郡を選択したためだろう。

これ以外の事例にも目を通しておこう。王氏五侯同様に同じ封侯された宣帝期の旧恩侯でも戸数・地域は比較的ばらけているが、戸数順でいけば、将陵侯史魯（曾）二千二百戸、平臺侯史玄（常山郡）千九百戸、陽都侯張彭祖千六百戸、博望侯許舜（南陽郡）千五百戸、樂成侯許延寿（南陽郡）千五百戸、博陽侯丙吉（汝南郡）千三百三十戸の順になる。

地域が判明しているうちで戸数順に並べれば常山郡・南陽郡・汝南郡の順である。常山郡はこれまでみてきた事例のうちでも、かなり北に位置するが、東方沿海部や淮水以南で生産力が落ちてゐることからすれば、北方でも同様な傾向を持ついたとみて大過あるまい。ここでも、地域的差異を考慮し、戸数は違つても、実入りとしては平均化させようという意向が働いていたものとみられる。

次に、皇后父の侯国の所在と戸数は、昭帝期の桑樂侯上官安が千乘郡千五百戸、宣帝期の平恩侯許廣漢が魏郡

の五千六百戸、邛成侯王奉先（光）が山陽（濟陰）郡二千七百五十戸、元帝期の陽平侯王禁が東郡二千六百戸、成帝期の成陽侯趙臨が汝南郡二千戸、哀帝期の孔鄉侯傅晏が沛郡三千戸であつた。戸数順に並べてみれば、魏郡・沛郡・山陽（濟陰）郡・東郡・汝南郡・千乘郡ということになる。前述のように、上官安と許廣漢の事例は特殊事情が絡んでいるため、比較可能な事例のなかでは汝南郡が最も少なく、東郡・山陽郡（濟陰郡）・沛郡の順に大きくなつてゐる。この場合も、ある程度実入りを平均化させようという指向があつた可能性が高い。

これに対しても太后兄弟（子）・帝舅の類は事情が全く異なる。先にみた王氏五侯を除いて整理すれば、最大戸数の景帝期の章武侯竇广国がおそらく勃海郡の万十戸、或いは万千八百六十九戸、これに次ぐ成帝期の安成侯王崇が汝南郡の万戸、武帝期の武安侯田蚡がおそらく魏郡の八千二百十四戸、景帝期の南皮侯竇彭祖がおそらく勃海郡の六千四百六十戸、武帝期の周陽侯田勝が地域不明の六千二十六戸、宣帝期の平昌侯王無故が平原郡の六千戸、同じく樂昌侯王武が東郡の六千戸、哀帝期の陽安侯丁明がおそらく汝南郡の五千戸、同じく平周侯丁滿が南陽の千七百三十九戸、元帝期の安平侯

王舜が千乘郡の千四百戸、哀帝期の新成侯趙欽は南陽郡の戸数不明ということになる。景帝期・武帝期の事例は、それ以外のものと時代のずれが大きいとしても、王崇の汝南郡万戸は、戸数の多さに加えて地域的にも最高のものを選択しているといえよう。これに対して王舜の千乘郡千四百戸は、丁満の南陽郡の約千七百戸と比べてもあまりにも見劣りする。ここでは、戸数の差異以上に、実入りの差異を増大させる方向で地域格差が利用されているようである。

これらの諸事例よりすれば、少なくとも前漢宣帝以降、とりわけ成帝以降は戸数に加えて地域的差異を利用した封侯が行われていたものと判断される。そこでは汝南郡、或いは東郡・河東郡・陳留郡・魏郡といった三河やそれに近接した地域が実入りのよい一等地、その外縁の山陽郡・南陽郡・沛郡あたりが二等地、さらに外側の臨淮郡・琅邪郡・濟南郡・千乘郡・平原郡・勃海郡や常山郡、また淮水以南の九江郡などが、三等地或いは四等地とみなされていたようである。⁽⁴⁾これはそのまま、三輔・三河といった首都圏からの距離に対応している。後漢初期、「諸侯の封事」を担当した馮勤は「功次の軽

重・国土の遠近・地勢の豊薄を差量して相い踰越せざらしめたため、「厭服せざるもの莫」かつたという（『後漢書』馮勤伝）。これまでみた事例からすれば、「国土遠近」と「地勢豊薄」はかなりの部分が連動しており、こうした地域的差異に配慮した侯国の設置は前漢のそれを継承したものだつたといえよう。ただ、前漢武帝期以降の丞相・三公侯の封地が、南陽郡などの比較的の首都圏に近接した地域と、琅邪郡などの遠隔地との間で揺れ動いていたことからすれば、そこで重視されていたのは戸数の多寡と「地勢豊薄」であつて、「国土遠近」そのものではなかつた。武帝期以降、長江以南や北辺などの極端な遠隔地に、ほとんど侯国が置かれなかつたのも、遠方であるということそのものよりも、環境の苛烈さや実入りの少なさ⁽⁵⁾、また異民族と接近することに対する治安上の配慮からだらう。少なくともこの時期の侯国の設置地域の偏りは、「地勢豊薄」といった地域的差異への配慮によるものであり、当時の政権の勢力圏との関係から現れてきたものではなさそうである。

おわりに

以上、外戚表を中心に、前漢における侯国の戸数・地域の相場を検討し、さらに地域と戸数の設定においては、少なく

とも宣帝期頃からその土地からの実入り、すなわち生産力の地域的差異が配慮されていることを述べてきた。ここで述べたような配慮がそれ以前にもみられるのか、後漢ではどうか、税制・田制や耕地化率との関係、地域性についてのさらに多角的考察など、追求すべき問題は非常に多いが、いずれも今後の課題とせざるをえない。

本稿の出発点は同名異地の問題、また從来の侯国的位置比定への疑問にあるため、これまで述べてきたところから、若干の侯国的位置比定について私見を提示して結びに替えた

「柘」と注記し、「補注」は王氏五侯の一人である高平侯王逢時の国と同じものとみなし、柘県から析置したものとする。これに対しても『演変』は、魏相の高平が王逢時のそれと同じものとしたうえで、柘県と王逢時の高平侯国との間にかなりの距離があることを重視し、表の「柘」を誤りとする。確かに臨淮郡にあった王逢時の高平侯国と柘県とは近接していないが、そもそもこの二つの高平が一地である必然性はそれほどない。柘県から析置した可能性も充分あるだろう。

同じく楊鄉侯朱博について、外戚表は「湖陵」と注記するが、

錢大昭『漢書辨疑』（以下「辨疑」）は廬江郡湖陵とし、外戚表の「補注」や「演変」も同様である。これに對して紙屋正

和氏は山陽郡にも湖陵があつたことを指摘⁽⁴⁾し、「補注」は地理志では山陽郡湖陵県とみなしている。先に述べたように、この注記の「湖陵」は山陽郡とみるべきである。

大司空として長平侯に封ぜられた彭宣の侯国について、外戚表は「濟南」とするが、『辨疑』は「長平、汝南県。此に濟南に作るは疑うらくは誤ならん」とし、「補注」・『演変』も汝南郡長平県に比定する。しかし、汝南郡長平県では丞相・

『演変』は、涿郡にも安平県があつたことを指摘し、豫章郡・郡安平侯国とする。また王恢『漢王国与侯国之演變』（以下『演變』）は、涿郡にも安平県があつたことを指摘し、豫章郡・涿郡のいづれかは決しがたいとする。いづれにせよ、外戚表の注記を無視するわけだが、丞相侯の相場からすれば、豫章郡・涿郡のいづれも無理がある。表の注記に従い、国除後、省併されたものとみるべきである。

同じく高平侯魏相の侯国について、表は淮陽国の県である

同じく高平侯魏相の侯国について、表は淮陽国の県である

宣帝期の旧恩侯である陽都侯張彭祖については外戚表に地名注記はみられないが、『辨疑』・『補注』・『演変』いずれも城陽国陽都県とし、『補注』はまた、先に丁復が封ぜられたとする。高祖の功臣である丁復の国については、子孫が城陽国に接する東海郡臨沂県に住んでいたようであり（高惠表）、城陽国陽都県とみて問題ない。しかし、王莽商『漢書補注』や沈家本『漢書瑣言』が指摘するように、宣帝期に王国の属県に封侯するとは考えにくい。しかも城陽国は文帝期の建国であり、その属県として地理志に載る陽都県は、武帝の推恩令以降、領土を縮小していった結果、わずか四県となつたうちの一つであるため、王都に近接していた可能性が高い。そのような県を切り取つて宣帝が旧恩侯の国を置くとはなおさら考へにくい。また、先に述べたように、宣帝の旧恩侯は地域格差に配慮していたと考えられるが、陽都侯張彭祖は千六百戸であり、南陽郡に千五百戸で封ぜられた博望侯許舜・樂成侯許延寿と大差ないため、琅邪郡・東海郡に接する城陽国では地域的・戸数的な相場からみても問題がある。地域は不詳とせざるをえないが、城陽国陽都県とは同名異地とみておいた方がよさそうである。

ここにあげたのはわざかな事例ではあるが、従来の侯国の

位置比定においては、『漢書』の関連諸表における地名注記を軽視する傾向が強かつたことがわかる。しかし、注意深くみていくならば、こうした説においては、地名注記を否定するに足る十分な根拠を持つていたとはいがたいようである。確かに、表の注記にも問題はあるが、その多くは伝写の過程で生じた可能性がある。こうした観点から、地名注記を含む王子侯表などの資料的性格そのものについても検討する必要がありそうだ。今はひとまず、こうした地名注記を無下に扱うわけにはいかないことを指摘して筆を擱かたい。

註

- (1) 錦大昕「廿二史考異」卷九「侯国考」・牧野巽「西漢の封建相続法」（一九三三初出、『牧野巽著作集』）、御茶の水書房、一九七九所収)。侯国に関する研究として、比較的近年のものとしては紙屋正和「前漢列侯の封域と財政」（福岡大学人文論叢）三一一一九九九、同「前漢列侯国官制—尹湾漢墓簡牘を手がかりに—」（福岡大学人文論叢）三一三四、二〇〇〇）、小嶋茂穂「『後漢書』所見諸侯王列侯関連記事窺管—後漢の諸侯王・列侯について—」（池田温編『日中律令制の諸相』東方書店二〇〇二）、陳蘇鎮「漢文帝“易侯邑”及“令列侯之國”考辨」（歴史研究）二〇〇五一五）などがあげられる。
- (2) 五井直弘「中国古代帝国の一性格—前漢における封建諸侯に

ついで」（一九五〇初出、同氏『漢代の豪族社会と国家』名著刊行会、一〇〇一所収）。

(3) 侯国的位置比定を網羅的に行つた、王恢『漢王国与侯国之演变』（国立編訳館中華叢書編審委員会、一九八四）も「後記」においてこのことを指摘している。

(4) 五井氏・小嶋氏前掲論文。

(5) 元朔中、代薛沢為丞相。先是、漢常以列侯為丞相、唯弘無爵。上於是下詔曰、：其以高成之平津鄉戸六百五十封丞相弘為平津

侯。其後以為故事。至丞相封、自弘始也（『漢書』公孫弘伝）。

(6) 外戚表ではやや細かく、朱博の始封戸数を二千五百戸、上書して千五十戸を返還したとする。

(7) 王子侯表は劉屈釐・王訢の始封戸数を記さないが、劉屈釐の伝に「制詔御史：其以涿郡太守屈釐為左丞相、分丞相長史為兩府、以待天下遠方之選。夫親親任賢、周唐之道也。以澎戸一千二百封左丞相為侯」という。また、王訢について外戚表は「子譚与大將軍光定策益封、坐法削戸五百、定六百八戸」というのみであるが、彼の伝によれば「子譚嗣、以列侯與謀廢昌邑王立宣帝、益封三百戸」とい、外戚表の「益封」が三百戸であったことがわかる。始封と益封三百戸から五百戸を引いて六百八戸ならば、始封戸数は八百八戸ということになるが、端数を省略している可能性が高いので、目安程度に考えておくべきだらう。いずれも、王子侯表・外戚表に始封戸数が明記されていないため、本表では括弧を付した。

なお、『漢書』百官公卿表（以下、百官表）により、歴代の丞相をあげるならば、公孫弘と石慶の間には安樂（梁安侯李蔡）、武彊侯嚴青翟・商陵（高陵）侯趙周が丞相となつてゐるが、いずれも丞相就任以前に列侯となつてゐる。魏相と黃霸の間の丙吉、匡衡と張禹の間の王商も同様である。また于定國と匡衡の

間の韋玄成は、父の扶陽侯韋賢の爵を嗣いでいたが、罪に坐して閔内侯となり、丞相就任に伴つて再び扶陽侯となつてゐるため、ここではあげなかつた。また朱博と王嘉の間の平当は、丞相就任が冬月だつたため爵閔内侯を賜い、春になつて封侯する（平当伝）。王嘉の後任の孔光は先に丞相として博山侯に封侯されていたが、丞相罷免に伴い国除され、丞相再任に伴つて再び博山侯となつてゐる（孔光伝）。

また、成帝末の三公制導入時に大司馬だつた王根はそれ以前に曲陽侯となつていたため、ここではあげていない。王根の後任の新都侯王莽・哀帝末年の三公制再導入時の大司馬高安侯董賢も同様である。高武侯傅喜に関して、百官表では大司馬就任を建平元年（前六）四月丁酉に、外戚表では封侯を同年正月丁酉とするが、彼の伝は大司馬就任を正月としているため、百官表の「四月」は「正月」の誤字と判断される。傅喜は哀帝祖母傳太后的血縁もあるが、「高武侯以三公封」（鄭崇伝）とされ、外戚であることそのものではなく、大司馬就任に伴う封侯とみてよい。

(8) 公孫弘伝は始封戸数を六百五十戸とする。注（5）参照。

(9) 「曲陽侯（王）根、前以大司馬建社稷策、益封三千戸。太僕安陽侯（王）舜、輔導有旧恩、益封五百戸。及丞相孔光、大司空氾鄉侯何武益封各千戸」（哀帝紀・綏和二年六月条）・「哀帝初即位、躬行儉約、省減諸用政事由己出、朝廷翕然、望至治焉。褒賞大臣、益封光千戸」（孔光伝）。

(10) 景武功臣表に無錫侯多軍がみえるが、表は「会稽」と注記し、地理志にも会稽郡の属県として無錫県が確認できるため、長江以南であつたことは確實である。ただ侯状は「以東粵將軍、漢兵至、棄軍降侯。千戸」というものであり、東越の人故に南方

の地に封ぜられたのだろう。こうした特殊事情でもない限り、わざわざ長江以南に侯国を置くことはなかつたようである。

(11) 舜が象を封じたことが「放」ともいえるものであつたことは、「禹子」万章上にみえる。小嶋茂穂氏が指摘するように、後漢の外戚侯が失脚した際に、往々にして南方に徙封されたことも、こうした傾向の延長線上にあるのだろう。小嶋氏前掲論文参照。

(12) 淮南属王長の伝に「上令（薄）昭予属王書諫數之曰、…皇帝初即位、易侯邑在淮南者、大王不肯、皇帝卒易之、使大王得三縣之實、甚厚…」と、文帝が淮南国にあつた三つの侯国を徙したこと、厚遇としているように、漢初では王国内に侯国が存在し得たようである。しかし武帝期に、王が自らの領土の一部を子弟の侯国とし、郡に所属させることを許可する推恩令が發布されてからは、漢中央がわざわざ王国内に侯国を設置することはまずなかつただろう。

(13) 侯国の設置地域全般の変化については、武帝以降顯著となる黄河の河道の変化を考慮する必要があるが、この点については後考を期したい。前漢時代の黄河の治水に関しては、木村正雄「漢代における第二次農地の形成と崩壊—特に閩東を中心として—」（一九六〇初出、同氏「中国古代農民叛乱の研究」東京大学出版会一九七九所収）参照。

(14) 前掲「侯国考」に次のようにいう。「…然則志所書侯国、蓋終於成帝元延之末・…班志郡国之名、以元始二年戸口籍為断、其侯国之名、則以成帝元延之末為断」。

(15) 前掲鐵大昕「侯国考」や王恢「漢王国与侯国之演变」、また周振鶴「西漢政区地理」（人民出版社、一九八七）附篇「有關漢県沿革的幾個問題」など。

(16) 若干の説明を加えておこう。高平侯魏相に付された表注「柘」は、地理志では淮陽国の県であり、王国に侯国を置かないとい

う原則と抵触する。しかし、地理志に載る淮陽国は、諸侯王表

などによれば元康三年（前六三）の設置である。魏相の高平侯國の設置は地節三年（前六七）なので、淮陽国を置く際に高平侯國を領域から除外したと考えれば問題ない。于定國の西平侯

國は王莽の新の時期も存続し続けたので地理志に載つては必ずあるが、汝南郡西平と臨淮郡西平のいずれにも「侯国」の本注がない。表注からすれば臨淮西平であり、「侯国」の本注が落ちているだけとみてよい。博山侯國は設置時期からすれば地理志に載つていなければはずであるが、何故かこれだけが載つており、「侯国、哀帝置、故順陽」の本注が付される。錢大昕前掲「侯国考」は後人の改竄を疑うが、詳細は不明である。

(17) 史丹伝は「鴻嘉元年、上遂下詔曰、…其封丹為武陽侯。國東海郡之武鹽聚、戸千一百」としており、こちらの方が数字的には妥当ではある。

(18) 許廣漢は男子がなく、かつ宮刑を受けていたため、当初は一世限りの予定だつたようである。実際、彼の死去に伴い「旦国」除されているが、元帝即位の際に甥の許嘉に紹封させたため、國が存続することになった。

(19) 王莽伝上に載る信鄉侯佟の上書に「春秋、天子將娶於紀、則褒紀子称侯」という。「公羊春秋」桓公二年「秋七月、紀侯娶朝」何休注「称侯者、天子將娶於紀、與之奉宗廟、伝之無窮。重莫大焉。故封之百里。月者明當尊而不臣、所以廣孝敬。蓋以為天子得娶庶人女、以其得專地也」はこうした説を受けているのだろう。春秋の義というより、現実が先行していたとみるべきかもしれない。

(20) 外戚表によれば安陽侯上官桀の始封戸数は二千三百戸であり、皇后父の相場の控内に收まる。父存命中に、その子が同程度の戸数で封侯されることが問題視されたとしても不思議ではない。

ない。後注(27)参照。

ちなみに外戚伝により、昭帝以前の皇后父について概観すれば、文帝竇皇后の父は、立后時既に死亡。景帝王皇后も同様である。景帝薄皇后・武帝衛皇后の父は不詳、武帝陳皇后・惠帝張皇后の父は既に列侯であつたため、封侯の問題は生じなかつたようである。

(21) 邅成侯王奉先(光)の国が地理志では「鄆成」侯国になつてゐることに關しては、段玉裁『說文解字注』邑部・鄆字条が地理志の誤りであることを指摘している。また、鄆成侯國の置かれた地域を表は濟陰郡とし、地理志が山陽郡としていることは、宣帝期以降、濟陰郡・山陽郡にしばしば王国が置かれていたことによるのだろう。この点については周振鶴氏前掲書、上篇第五章「梁國沿革」参照。また、陽平侯王禁の国が東郡陽平に指定されるにも関わらず、地理志に「侯國」の本注がないことは失注と考えてよい。

(22) 表の括弧内の戸数は『史記』惠景間侯者年表に記載されたものである。

(23) 皇帝即位時に皇太后の兄弟を封侯するのは、景帝より慣例化したようであるが、次のように、初期はかなりのせめぎ合いがあつたようである。「竇太后曰、皇后兄王信、可侯也。景帝讓曰、始南皮・章武侯、先帝不侯、及臣即位乃侯之。信、未得封也。竇太后曰、人主各以時行耳。自竇長君在時、竟不得侯、死後乃封其子彭祖、顧得侯。吾甚恨之。帝、趣侯信也。景帝曰、請得與丞相議之。丞相議之(周)亞父曰、高皇帝約非劉氏不得王、非有功不得侯、不如約、天下共擊之。今、信雖皇后兄、無功。侯之、非約也。景帝默然而止」(『史記』絳侯世家)。

(24) 哀帝紀等によれば、哀帝母丁氏の称号は、綏和二年(前七)五月丁戌の立後の頃に「(定陶)恭皇后」、建平二年(前五)四

月になつて「帝太后」となる。なお、恭皇は哀帝の父定陶恭王の尊号。

(25) 『史記』惠景間侯者年表では「薄太后弟」が末尾にあるが、外戚表では抜け落ちている。一方、『史記』建元以来侯者年表では、長平侯衛青・冠軍侯霍去病の侯状に武帝衛皇后との関係の記載はないが、外戚表では「皇后弟」・「皇后姉子」の一語が付加されている。このことからすれば、外戚表に「薄太后弟」の一語がないことは、意図的なものだったのかもしれない。

(26) 成帝即位時、元帝王皇后の同父同母兄で父爵を嗣いで陽平侯となつっていた王鳳は、五千四百戸を益封されて合計八千戸となつっている(外戚表)。同父同母弟の王崇同様に万戸としなかつたのは意図的なものだろう。田蚡・田勝兄弟と王禁・王崇兄弟の戸数の格差からすれば、成帝即位時に万戸・八千戸・六千戸という等差が設定され、竇廣國の万一千戸に対してその兒子の竇彭祖の六千余戸は皇太后兄八千戸の子故、一等下がつて六千戸と再解釈された可能性がある。同様に、哀帝即位時の丁満の千七百余戸は、父の丁忠は五千戸の丁明の兄弟故、等下がつて二三千戸、その子故さらに一等下がつて千戸台に設定されているのかもしだれない。

(27) 王奉先(光)の死去は、王舜封侯の翌年、初元二年(前四七)。列侯の父が存命中に、その子を封侯する例は衛青・王莽などにみられるが、これは父によほどの大功がある場合の例外的なものといえる。また、平帝紀・元始元年(後一)條に「封宣帝侯孫信等三十六人皆為列侯」とみえ、これらの一部も列侯の父が存命中の封侯だった可能性があるが、王子侯表は「元始之際、王莽擅朝、偽褒宗室、侯及王之孫焉」としており、やはり例外的なものといえる。これ以外には、前掲の上官桀・上官安父子と宣帝期の張安世・張彭祖父子などがみられるが、上官

安・張彭祖の始封戸数は、それぞれ千五百戸・千六百戸と低く設定されている。王莽の始封戸数が千四百戸であることも、こうした先例によるものかもしれない。

(28) 「帝舅」という表現は、外戚表では主に、皇帝の母の兄弟で、かつ皇帝の母が正式な皇太后でない場合に用いられるが、例外も存在する。新都侯王莽の侯状に「以帝舅薨子侯。千五百戸」とある。王莽封侯時の成帝期は元后存命中であり、「皇太后弟子」と表現されてもおかしくはない。王莽の封侯が、正式な「皇太后」との関係ではなく、成帝との関係からになされたためとも考えられるが、詳細については今後の課題としている。

(29) 安平侯王舜の国が、地理志の千乘郡平安侯国に比定されることについては錢大昕『廿二史考異』が指摘している。また、樂昌侯王武の国が東郡樂昌県に比定されることも王先謙『漢書補注』外戚恩沢侯表が指摘しており、やはり地理志の失注と考えてよい。ただ、表注「汝南」は本来の誤りではなく、次行の陽城侯劉徳のものが伝写の過程で混入した可能性があるため、このことのみによって表注全体の信頼性を論じるわけにはいかない。

(30) 『史記』孝景本紀に「中五年夏、立皇子舜為常山王、封十侯」とある。常山王舜は王皇后の妹の王夫人の子であり、「舜最親、景帝少子」とされる(『史記』五宗世家)。

(31) 王信の封侯をめぐってせめぎ合いがあったことについては注

(23) 参照。

(32) 成帝紀・永始元年の条に「夏四月、封婕妤趙氏父臨為成陽侯、五月、封舅豐子侍中騎都尉光祿大夫王莽為新都侯、六月丙寅、立皇后趙氏、大赦天下」という。元后が趙皇后の立后を渋つたことは、外戚伝に「上欲立趙婕妤、皇太后嫌其所出微甚、難之」とみえる。

(33) 鄭崇伝に「上欲封祖母傅太后從弟商。崇諫曰、孝成皇帝封親舅五侯、天為赤黃晝昏、日中有黑氣。今祖母從昆第二人已侯。

孔侯侯、皇后父。高武侯以三公封尚有因緣。今無故欲復封商、壞亂制度、逆天人心、非傳氏之福也……」と、傅商の封侯の無理が指摘される。また、元后は田蚡を先例として、異父同母弟の荀参を封侯しようとしたが「封田氏、非正也」として成帝に拒否され(元后伝)、姉の子の淳于長を封ずる際にも「言昌陵不可成」(外戚表)といいう功績をこじつける必要があつた。これからすれば、成帝期には鄭崇のような皇太后の異姓の血縁を封侯することにはかなりの忌避感があつたようである。

(34) 端数の処理によるものとしては、樂昌侯王武の始封戸数を常戚表は六千戸、補表は五千戸を作る例がそれにあたる。王武と同日に封ぜられた平昌侯王無故の始封戸数を、外戚表が六百戸に、補表が五千戸にするのは、これに伝写の誤が付け加わったものといえよう。

(35) 「疇」については宣帝紀・地節二年条の張晏注に「律、非始封、十減二。疇者、等也。言不復減也」という。これによれば、通常列侯は一代目以下、食むことのできる戸数を五分の一ずつ減らされていったようである。始封戸数から遞減していくのか、代々の総戸数から遞減していくのかなど、具体的な様相は明らかではないが、「疇」とはそうした措置を探らないことをいうようである。

(36) 陳崇の上書のこの部分の趣旨は、父の功績によつて三子が別に封侯されている点にあるため、「三万戸」は衛青本人のみの戸数と考えてよい。ちなみに衛青の三子が各千三百戸で封ぜられている点では『史記』・『漢書』共通であるため、父子の合計戸数としてもそれぞれ「万五千七百戸」、「二万二百戸」にすぎない。

(37) 高惠表では「公孫昔」に作る。

(38) 王莽伝の晋灼注は「楚漢春秋、上東閔項羽、聞樊噲反。旄頭公孫戎明之。卒不反、封戎三十戸」という。一方、『史記』・『漢書』の世家・伝では高祖十二年(前一九五)樊噲が盧綰討伐に向かつた際に、彼の謀反の噂が流れることを伝える。盧綰討伐は、彼が高祖十年(前一九七)の陳豨の反乱に通じてしたことによるとされるため、樊噲謀反の噂と公孫耳の封侯とが結びつけられたのかもしれない。

「耳」・「戎」に関する限りでは、『毛詩』邶風・旄丘に「狐裘蒙戎」とあり、また『春秋左氏伝』僖公五年に「狐裘尨茸」という。『集韻』蒸部に「仍、如蒸切、說文、因也」・「扱、說文、因也。一曰引也。或作挾、亦省」・「耳、昆孫之子為耳孫、通作仍」とあり、仍・戎・耳・葺は通用し得るようである。高惠表の公孫昔の「昔」は「葺」の誤りの可能性が高い。

(39) 列侯の収入源については諸説あるものの、前掲紙屋氏「前漢列侯の封域と財政」のいうように、少なくとも前漢後半期には田租・芻藁税が基本であつたとみるべきだろう。

(40) 王国では、景帝の子・長沙定王發について「以其母微無寵、故王卑濕貧國」(『史記』五宗世家)といい、後漢明帝の子である広平王羨・鉅鹿王恭・梁成王党について、章帝が「按輿地図、令諸国戸口皆等、租入歲各八千戸」(『後漢書』孝明八王伝)としたことを伝える。また、侯国については「王莽の食邑に關して「黃郵・召陵・新野之田、為入尤多」という(王莽伝上)。

(41) 霍光伝の記事からすれば、外戚表の「北海・河間・東郡」は、伝写の過程で、本来の侯国の所在と「河北・東武陽」或いは「河東・東郡」などが混同された可能性が高い。

(42) 汝南郡が標準を上回る生産力を有していたことは、鴻隙大陂(鴻郤陂)の存在が寄与していたらしい。初、汝南旧有鴻

隙大陂、郡以為饒」といわれる鴻隙大陂は、成帝期の洪水の害のために廢され、そのせいもあって汝南郡は「王莽時嘗枯旱」という有様であったが(翟方進伝)、後漢初期に汝南太守鄧晨によつて再建される。その結果は「農、興鴻郤陂數千頃田、汝

土以殷、魚稻之饒、流衍它郡」(『後漢書』鄧晨伝)・「百姓得其便、累歲大稔」(『後漢書』方術・許楊伝)と伝えられる。

(43) 後漢の建初八年(後八三)に廬江太守となつた王景の事績に

関連して、「先是百姓不知牛耕、致地力有余而食常不足」という(『後漢書』循吏・王景伝)。これからすれば、前漢の廬江郡もまだまだ未開発の地域だつたと判断される。

(44) 前述のように、王莽は南陽郡に国を持つていたが、平帝即位の際に、南陽郡ではなく隣接する汝南郡の召陵・新息の二万八千戸を益封したのは(王莽伝上)、その実入りの多さ故だらう。一方、王莽篡奪後、孺子嬰に対しても「其以平原・安

徳・灤陰・鬲・重丘凡戸万、地方百里、為定安公國」として平原郡に国を持たせたのは(王莽伝中)、その逆と考えられる。

(45) 王子侯として零陵に封侯されていた春陵侯劉仁は、「春陵地勢下湿・山林毒氣」ゆえに国替えを求め、元帝期に南陽郡に徙封されたという(『後漢書』城陽恭王祉伝)。このことも距離の遠近そのものが問題とされてはいなかつたことを示す。

(46) 出版年等は前掲注(3)参照。

(47) 紙屋氏「漢書」列侯表考証(下)(『福岡大学人文論叢』付記)

本稿は二〇〇五年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員)による成果の一部である。